

【議会・行政の責務等研究グループ】

・ 今回の討議内容

住民と行政、議会との関わりの中で、「ああした方がいい、こうした方がいい」という意見を1回目、2回目と話してきた。今回は、これまでの自治条例の必要性を総括しつつ、他市の条例の項目についての検討も併せて討議することとした。

今回の討議内容と今後のチームの方向

今までの会合で、この条例の、趣旨、理念、目的を明らかにするために、この条例が何故作らなければならないかについて話をしてきた。前回までは「市の緑」が中心であったが、今回は「今まで行政が行ってきた行為を指定管理者など市民に委託しようとして明らかになった問題」や、「議会と行政の決定の仕方についての問題事例」「民間に委託する場合の行政と民間の役割分担事例」が話された。

これらの中からこの条例の理念と目的とすべき事項を整理したうえで、具体的条文を考えるステップに移ろうとしている。

- 3 - 1・先日、川口市で自治条例の取組みについての講演を聞いた。川口市においても自治条例の制定作業を進めているとのことだが、川口市では、まず自治条例を作るための条例を作ったそうだ。その中で条例制定作業の前段として市民、議会、行政それぞれが必要性を認識し、共有させたようである。なお、制定に関わる委員については50名で、その半数は公募により、委員の中には議員も含まれているとのことであった。

・また、地方自治総合研究所の辻山氏の講演もあった。「基本条例作りは、まず、この町をどうするのか、どうしたいのかを徹底的に議論しないと作ったところで意味がない。」と言っていた。

・条例制定に向けて議会との合意形成はどのように図るべきかについては、制定作業中から逐次、事務局(行政)より報告していく方がよいとのことであった。

- 3 - 2・議員は住民の代表者ではあるが、住民主体で作った条例であっても、賛成するとは限らない。議員への報告の方法も考える必要がある。

- 3 - 3・昨年の夏頃のワークショップから、現在、研究懇話会として進めているが、この条例が様々な市民活動に関わってくるという意識がなければ、条例制定に向けての関心が低くなってしまわないか。

- 3 - 4・指定管理者制度について・・・図書館の指定管理者への移行の話があった。行政は民間開放を進めているようであるが、本来、公共の担うべき仕事の範疇まで民間へ開放しようとする行政へ不安を感じる。

民間活用についての行政の立場としては、民間のノウハウを取り入れることによる市民サービスの向上や、人件費の削減が期待できることが大きい。しかし、公共が担うべき分野というのも確かにあると思う。

・特に北本市内関連団体への移行といっても、図書館運営という公共性の高い業務を受け入れるだけの組織を整えるには難しさがある。(現状においては・・・)

- 3 - 5・ゴミ問題について・・・昨年、容器包装類の回収回数を市民の要望があるとして、回収回数を増加した。市内の環境団体は容器包装類の回収には相当の費用がかかるので、行政が積極的に回収を進めるよりも、製造者責任として、ゴミを排出する事業者への返却等(スーパー等にある回収ボックス)を市民に呼びかけている。行政は市民の要求にこたえることも必要であろうが、市民に代案を示して協力を呼びかけることも必要ではなかったか。又、市が補助している環境団体の運動方針とかけ離れた回答をするのも問題である。(行政の情報移入の必要性)
- ・特にゴミ減量問題については、当該事項を扱っている「市民会議」の果たしている役割を考えると、政策決定に際しては、事前に当該組織との調整を行うなど、「行政運営と市民参加」という視点において、そのあり方が問われた事項であった。
- 3 - 6・行政サービスを市民のニーズに合わせていくことは良いことではあるが、サービスの拡大は際限が無いし、財源も必要である。行政は事業の実施に伴う費用や、その効果を十分に市民に対し説明する(費用等の解析と公開)ことが必要ではないか。
- その上で、実施するのか、しないのかを市民が選択できるようにするべきである。
- 3 - 7・障害を持った人たちの作業所を市からの補助もあり運営をしているが、受入れメンバーの決定権を市が持っているなど、いろいろと縛りも多い。自分達も出来る範囲のことはやっていきたいと思っている。
- ・障害を持った人でも、誰でもが住み続けたいと思えるようなまちでないといけない。
- 3 - 8・地域住民の中での助け合いの気持ちが希薄になっているように感じる。
- 3 - 9・今までは、自治会あるいは、コミュニティの位置づけが曖昧であった。基本条例中には、自治会、コミュニティの組織を明確にしていく必要がある。